

内航自動車渡船（フェリー）における甲板下積載禁止危険物の今後の対応

1．内航フェリーによる危険物運送の経緯

危険物の船舶による運送に関しては、危険物の種類や必要な安全対策が船舶安全法に基づく危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「危規則」という。）に規定されているが、先般の国際海上危険物規程（IMDG Code）の強制化に伴う危規則改正（平成16年1月1日施行）により、内航フェリーの適用除外規定等が廃止となった。このため、危険物によっては内航フェリーに甲板下積載しての運送ができなくなった。

2．危規則改正により甲板下積載禁止となる危険物に対する特別措置

本州と北海道、九州及び四国に就航している長距離フェリーは甲板下積載しかできない構造となっており、また、長距離海上輸送される危険物は、硝酸・硫酸など化学製品を製造する原料として使用されるものが多く、その運送制限は社会的影響も大きい。

昨年11月に事業者団体から要望を受け、前回(第25回)危険物海上運送基準検討会の意見を踏まえ、以下のような方針で対応することとなった。

(1) 平成16年末まで

平成16年末までの暫定的な措置として、危規則第390条の2「積載方法の特別措置」により一部の危険物に対し甲板下積載を許可する。この許可は一律のソフト要件による安全措置を講じることを条件とする。

11月26日現在で31品名が対象となっている。これらは事業者（申請者等）から運送要望のあった物質を暫定的に専門家により査定し決定したものである。

(2) 平成17年以降

本来、特別措置により甲板下積載を許可する際は、個々の危険物に応じた適切な安全措置を講じることを条件としなければならない。また、この安全措置をあらためて検証すれば、ソフト要件のみでなくハード要件も必要となる場合があると考えられる。

このため、危険物海上運送基準検討会に「甲板下積載禁止危険物の積載方法検討ワーキンググループ」を設置し、海上安全技術研究所の調査協力のもと検討を行い、平成17年以降は、その結果を踏まえ新たな特別措置を実施する。

3．甲板下積載禁止危険物の積載方法検討ワーキンググループ

(1) 委員メンバー

WG委員長	田村昌三	横浜国立大学客員教授（東京大学名誉教授）
委員	大前和幸	慶応義塾大学医学部教授
	本庄三郎	(社)日本海事検定協会理事
	鈴木 勝	(社)日本海事検定協会理化学分析センター長
	石綿雅雄	(社)日本化学工業協会部長
オブザーバー	高松勝三郎	(社)日本旅客船協会（推薦）
	中田辰宏	日本内航海運組合総連合会（推薦）
事務局		海上技術安全研究所、海事局検査測度課

(2) これまでの開催経緯

- 第25回危険物海上運送基準検討会(3月19日): 検討のためのWG設置了承
- 第1回WG(6月23日) : 検討方針確認と自由討議
- 第2回WG(8月18日) : 特別措置対象範囲について
- 第3回WG(10月14日) : 量的制限、追加の安全措置について
- 第4回WG(11月1日) : 報告書総まとめとその確認

4 . 平成17年以降の特別措置の内容

(1) 特別措置の内容

平成17年以降は、内航フェリーの危規則第390条の2「積載方法の特別措置」にあたり、検討ワーキンググループ報告にある特別措置対象物質の範囲、追加の安全対策等を許可の指針として活用していくことを予定している。

参照 資料26-3-2-1: 別添1 平成17年以降の措置

資料26-3-2-2: 甲板下積載禁止危険物の積載方法検討WG報告

(2) 特別措置の申請手続き

イ . 特別措置申請方法

地方運輸局へ危規則第390条の2に基づく申請を行う前に、本省において運送要望物質の危険性評価、甲板下積載への可否について事前審査を行う。

ロ . 事前審査にあたっては、国際的に甲板下積載禁止とされている物質であることに鑑み、専門家の助言等を得ることを原則とする。